

茨城県微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、微小粒子状物質（以下「PM2.5」という。）について、「微小粒子状物質（PM2.5）に関する専門家会合報告について」（平成25年3月1日付け環水大大発第1303013号。以下「報告」という。）を踏まえ、県が、「暫定的な指針となる値」（報告において、暫定的な指針となる値として適当とされた日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を超えると予想される場合に県民に注意喚起を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（測定の方法及び地点）

第2条 PM2.5の大気中における濃度の測定は、「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年環境省告示第33号）に規定する測定の方法により、別表第1に掲げる測定地点（以下「測定地点」という。）において行うものとする。

（対象地域）

第3条 この要領に基づく注意喚起は、県内を別表第2のとおり区分して行う。

（注意喚起の判断基準）

第4条 県は、別表第1に掲げる測定地点が、別表第3の1に定める判断基準に該当した場合、気象要因等を考慮した上で同表に定める地域に速やかに注意喚起を行うものとする。

（注意喚起の方法）

第5条 注意喚起は、環境対策課長が、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 県民に対しては、県のホームページ（様式第1号による。）及び電子メール（茨城県光化学スモッグ・PM2.5情報メール配信登録者に限る。）による方法
- (2) 市町村に対しては、FAX（様式第2号による。）による方法
- (3) 別表第4に掲げる県の関係機関に対しては、FAX（様式第3号による。）による方法
- (4) 報道機関に対しては、FAXその他の情報提供の方法

（解除の判断基準）

第6条 県は、第4条の規定により注意喚起を実施した地域が別表第3の2に定める条件に合致し、気象要因等を考慮した上で暫定的な指針となる値を超えるおそれがなくなると認められるときは、速やかに注意喚起の解除を行うものとする。

(解除の方法)

第7条 注意喚起の解除は、環境対策課長が、次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 県民に対しては、県のホームページ（様式第4号による。）及び電子メール（茨城県光化学スモッグ・PM2.5 情報メール配信登録者に限る。）による方法
- (2) 市町村に対しては、FAX（様式第5号による。）による方法
- (3) 別表第4に掲げる県の関係機関に対しては、FAX（様式第6号による。）による方法
- (4) 報道機関に対しては、FAXその他の情報提供の方法

(市町村への協力依頼)

第8条 県は、注意喚起及びその解除に当たっては、市町村長に対し、関係機関への周知等必要な協力を求めるものとする。

付 則

この要領は、平成25年3月8日から施行する。

付 則

この要領は、平成25年12月3日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年1月15日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成26年12月26日から施行する。

付 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年1月6日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

測 定 地 点

地域区分	測定地点	所在地
北部	北茨城中郷	北茨城市中郷町上桜井 中郷第一小学校
	日立市役所	日立市宮田町 日立市役所
	常陸那珂勝田	ひたちなか市東石川 ひたちなか市役所
	水戸石川	水戸市石川 旧環境監視センター
	大宮野中	常陸大宮市野中町 旧常陸大宮土木事務所
	笠間	笠間市石井 旧笠間市役所笠間支所
東部	鉾田	鉾田市鉾田 潮来保健所鉾田支所
	鹿島宮中	鹿嶋市城山 鹿島高校
	神栖消防	神栖市溝口 鹿島地方事務組合消防本部
	波崎太田	神栖市須田 波崎第三中学校
南部	石岡杉並	石岡市杉並 石岡市保健センター
	土浦保健所	土浦市下高津 土浦保健所
	江戸崎公民館	稲敷市江戸崎甲 旧江戸崎公民館
	取手市役所	取手市寺田 取手市役所
西部	筑西	筑西市二木成 筑西合同庁舎
	下妻	下妻市下妻乙 旧霞ヶ浦用水事業推進事務所
	常総	常総市水海道森下町 旧常総保健所
	古河市役所	古河市下大野 古河市役所

別表第2（第3条関係）

注意喚起等の対象地域の区分

対象地域	市町村名
北部地域	水戸市，日立市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，笠間市，ひたちなか市，常陸大宮市，那珂市，茨城町，大洗町，城里町，東海村，大子町
東部地域	鹿嶋市，潮来市，神栖市，行方市，鉾田市
南部地域	土浦市，石岡市，龍ヶ崎市，取手市，牛久市，つくば市，稲敷市，かすみがうら市，つくばみらい市，小美玉市，美浦村，阿見町，河内町，利根町
西部地域	古河市，結城市，下妻市，常総市，守谷市，筑西市，坂東市，桜川市，八千代町，五霞町，境町

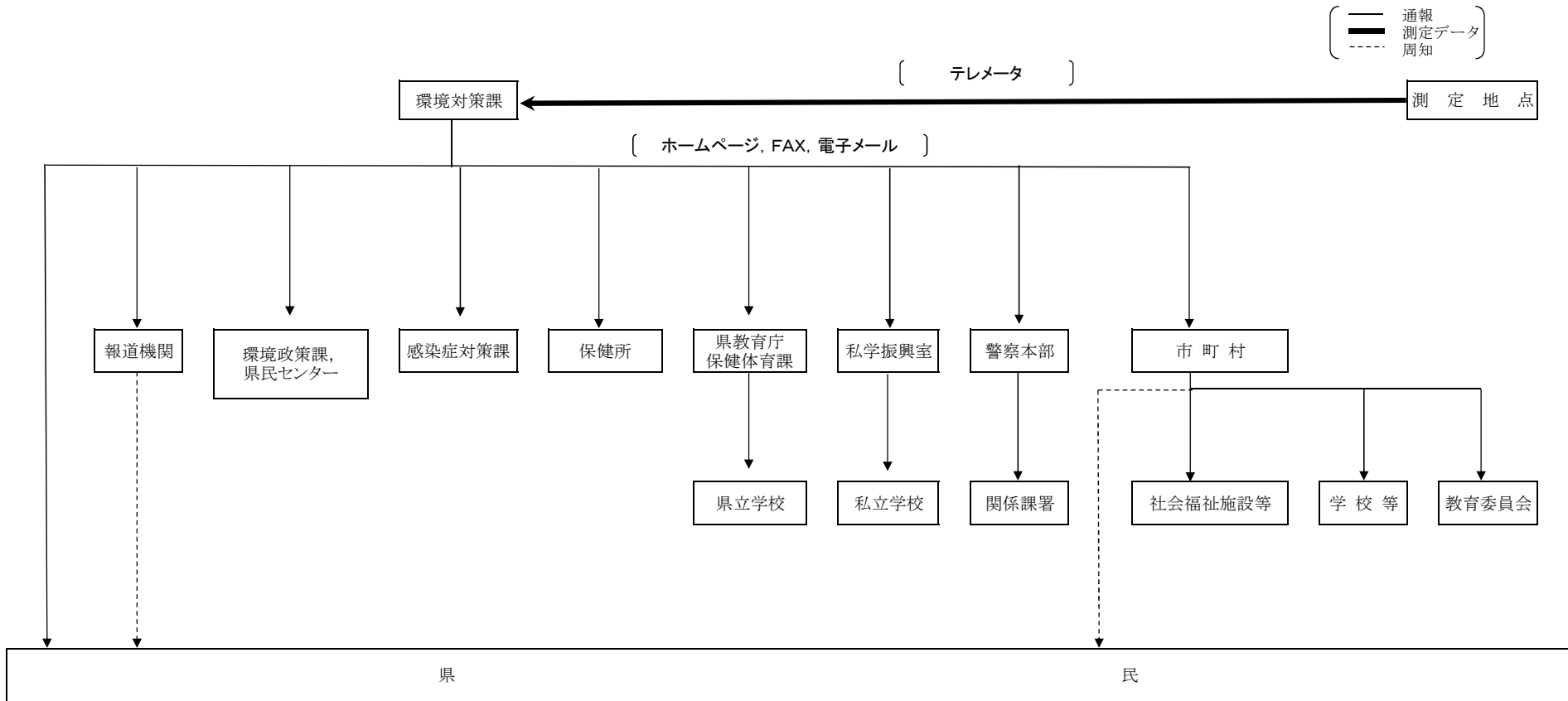
注意喚起等の判断基準

	判断基準	注意喚起等を行う地域
1 (注意喚起)	早朝の判断基準 早朝3時間（5時から7時）の測定値の平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合。	左記の判断基準に該当した測定地点の地域区分に応じ、別表第2の対象地域。
	日中の判断基準 早朝8時間（5時から12時）の測定値の平均値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた場合。	
2 (解除)	地域内の判断基準を超えた全ての測定地点において、1時間値が2時間連続して $50 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下となった場合。	左記の判断基準に該当した注意喚起実施地域。

備考 機器の異常等が疑われる測定値についてはこの限りではない。

別表第4（第5条関係）

PM2.5注意喚起に係る連絡系統図



様式第1号の1（第5条関係）

県のホームページによる注意喚起は、次に掲げる文言により行うものとする。

PM2.5【注意喚起】

本日（月日）の県内のPM2.5濃度は、午前5時、6時、7時の1時間値の平均値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超え、「注意喚起のための暫定的な指針となる値」である日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えることが予想されます。

つきましては、県民の皆様においては、「行動の目安」に留意してください。
なお、注意喚起に係る情報は、情報提供を行った当日のみ適用されます。

○行動の目安

- ・ 屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ控えてください。
- ・ 屋内においても換気や窓の開閉を必要最小限にするなどにより、外気の侵入をできるだけ減らしてください。
- ・ 特に、呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢者の方は、体調に応じて、より慎重に行動してください。

○午前5時、6時、7時の1時間値の平均値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた測定局
($\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定局	5時	6時	7時	平均値

令和 年 月 日

各市町村あて

茨城県県民生活環境部環境対策課長

微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起について

本日の県内のPM2.5濃度は、午前5時、6時、7時の1時間値の平均値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超え、「注意喚起のための暫定的な指針となる値」である日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えることが予想されますので、行動の目安への留意について、関係機関への連絡等をお願いします。

なお、注意喚起に係る情報は、情報提供を行った当日のみ適用されます。

<行動の目安>

- ・屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らすこと。
- ・屋内において換気や窓の開閉を必要最小限にするなど、外気の侵入をできるだけ少なくすること。
- ・特に、呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢者等は、体調に応じて、より慎重に行動すること。

<午前5時、6時、7時の1時間値の平均値が $85\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた測定局>
($\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定局	5時	6時	7時	平均値

○最新の測定結果（PM2.5を含む）は、
<http://www.taiki.pref.ibaraki.jp/data.asp> でご覧になれます。

【問い合わせ先】

茨城県県民生活環境部環境対策課
大気保全担当

電話 029-301-2961

FAX 029-301-2997

令和 年 月 日

各市町村あて

茨城県県民生活環境部環境対策課長

微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起について

本日の県内のPM2.5濃度は、午前5時から正午までの1時間値の平均値が $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超え、「注意喚起のための暫定的な指針となる値」である日平均値 $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えることが予想されますので、行動の目安への留意について、関係機関への連絡等をお願いします。

なお、注意喚起に係る情報は、情報提供を行った当日のみ適用されます。

<行動の目安>

- ・屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らすこと。
- ・屋内において換気や窓の開閉を必要最小限にするなど、外気の侵入をできるだけ少なくすること。
- ・特に、呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢者等は、体調に応じて、より慎重に行動すること。

<午前5時から正午までの1時間値の平均値が $80\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた測定局>

測定局	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)								
	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	平均値

○最新の測定結果（PM2.5を含む）は、

<http://www.taiki.pref.ibaraki.jp/data.asp> でご覧になれます。

【問い合わせ先】

茨城県県民生活環境部環境対策課
大気保全担当

電話 029-301-2961

FAX 029-301-2997

令和 年 月 日

各関係機関あて

茨城県県民生活環境部環境対策課長

微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起について

本日の県内のPM2.5濃度は、午前5時、6時、7時の1時間値の平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超え、「注意喚起のための暫定的な指針となる値」である日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えることが予想されますので、行動の目安への留意について、関係機関への連絡等をお願いします。

なお、注意喚起に係る情報は、情報提供を行った当日のみ適用されます。

<行動の目安>

- ・屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らすこと。
- ・屋内において換気や窓の開閉を必要最小限にするなど、外気の侵入をできるだけ少なくすること。
- ・特に、呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢者等は、体調に応じて、より慎重に行動すること。

<午前5時、6時、7時の1時間値の平均値が $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた測定局>
($\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定局	5時	6時	7時	平均値

○最新の測定結果（PM2.5を含む）は、

<http://www.taiki.pref.ibaraki.jp/data.asp> でご覧になれます。

【問い合わせ先】

茨城県県民生活環境部環境対策課
大気保全担当

電話 029-301-2961

FAX 029-301-2997

令和 年 月 日

各関係機関あて

茨城県県民生活環境部環境対策課長

微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起について

本日の県内のPM2.5濃度は、午前5時から正午までの1時間値の平均値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超え、「注意喚起のための暫定的な指針となる値」である日平均値 $70 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えることが予想されますので、行動の目安への留意について、関係機関への連絡等をお願いします。

なお、注意喚起に係る情報は、情報提供を行った当日のみ適用されます。

<行動の目安>

- ・屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らすこと。
- ・屋内において換気や窓の開閉を必要最小限にするなど、外気の侵入をできるだけ少なくすること。
- ・特に、呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢者等は、体調に応じて、より慎重に行動すること。

<午前5時から正午までの1時間値の平均値が $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた測定局>

測定局	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)								
	5時	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	平均値

○最新の測定結果（PM2.5を含む）は、

<http://www.taiki.pref.ibaraki.jp/data.asp> でご覧になれます。

【問い合わせ先】

茨城県県民生活環境部環境対策課
大気保全担当

電話 029-301-2961

FAX 029-301-2997

様式第4号（第7条関係）

県のホームページによる注意喚起の解除は、次に掲げる文言により行うものとする。

PM2.5【注意喚起の解除】

本日（ 月 日）の県内のPM2.5注意喚起は、同日 時に解除されました。

<注意喚起解除の基準>

注意喚起の判断基準を超えた全ての測定局の1時間値が、2時間連続して $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下になった場合

<注意喚起の判断基準を超えた測定局に係るPM2.5濃度の時間推移>

($\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定局			
時			
時			
時			
時			

令和 年 月 日

各市町村あて

茨城県県民生活環境部環境対策課長

微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起の解除について

本日の県内のPM2.5に係る注意喚起は、同日 時に解除されましたので、関係機関への連絡等をお願いします。

<注意喚起解除の基準>

注意喚起の判断基準を超えた全ての測定局の1時間値が、2時間連続して $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下になった場合

<注意喚起の判断基準を超えた測定局に係るPM2.5濃度の時間推移>
($\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定局			
時			
時			
時			
時			

○最新の測定結果（PM2.5を含む）は、
<http://www.taiki.pref.ibaraki.jp/data.asp> でご覧になれます。

【問い合わせ先】
茨城県県民生活環境部環境対策課
大気保全担当
電話 029-301-2961
FAX 029-301-2997

令和 年 月 日

各関係機関あて

茨城県県民生活環境部環境対策課長

微小粒子状物質（PM2.5）に係る注意喚起の解除について

本日の県内のPM2.5に係る注意喚起は、同日 時に解除されましたので、関係機関への連絡等をお願いします。

<注意喚起解除の基準>

注意喚起の判断基準を超えた全ての測定局の1時間値が、2時間連続して $50\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下になった場合

<注意喚起の判断基準を超えた測定局に係るPM2.5濃度の時間推移>
($\mu\text{g}/\text{m}^3$)

測定局			
時			
時			
時			
時			

○最新の測定結果（PM2.5を含む）は、
<http://www.taiki.pref.ibaraki.jp/data.asp> でご覧になれます。

【問い合わせ先】
茨城県県民生活環境部環境対策課
大気保全担当
電話 029-301-2961
FAX 029-301-2997